

津南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)R3年度 の人件費率
R4年度	人 8,865	千円 7,897,538	千円 481,809	千円 1,273,351	% 16.1	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

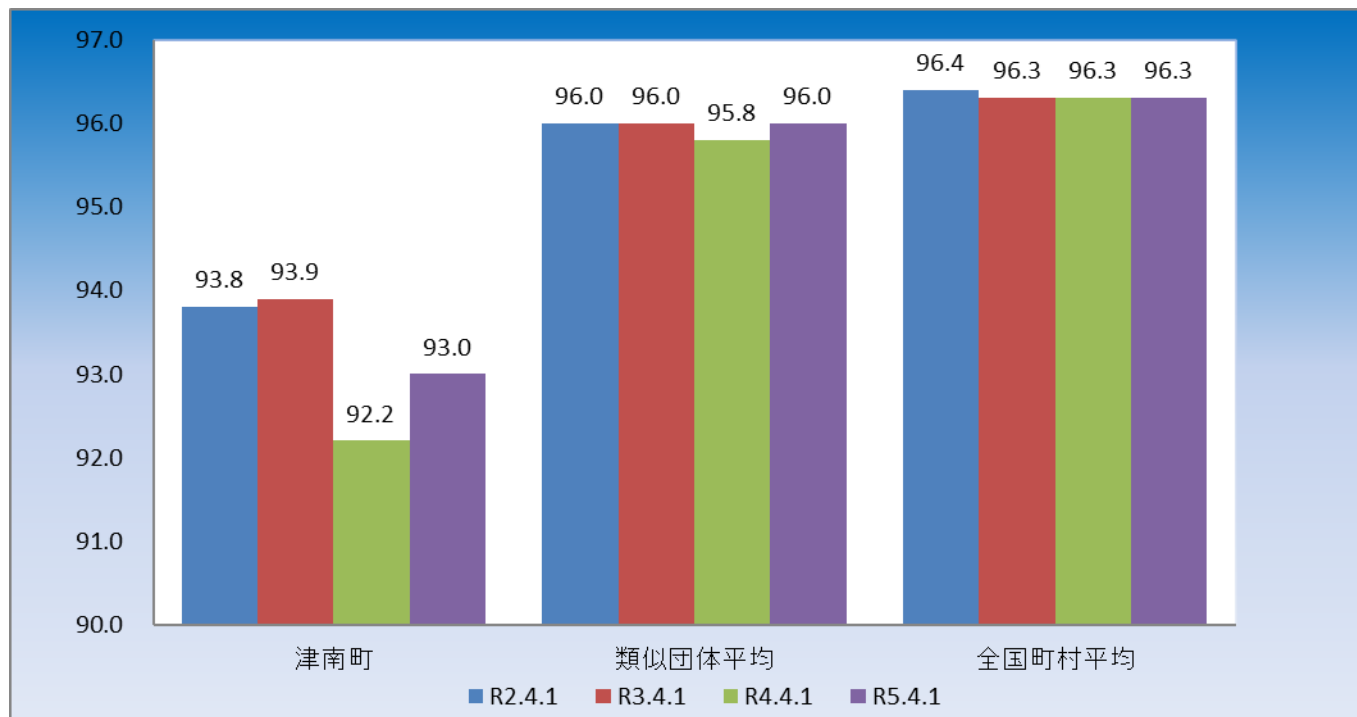
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 121	千円 409,182	千円 60,780	千円 140,286	千円 610,248	千円 5,043	千円 5,523

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円 376,023	円 373,243	円 2,780 (0.74%)	% 0.74	% 0.74	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 4.48	月 4.40	月 0.08	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。弱年齢層の賃金水準は確保、高齢者層については、全ての職種について引下げとなっている。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までに経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

なし

③その他の見直し内容

- ・管理職員特別勤務手当、55歳超職員（行政職（一）6級）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止について国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
- ・高齢層職員の昇格時号給対応表を変更し、昇給抑制を実施

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津南町	38.9 歳	289,000 円	330,404 円	301,802 円
新潟県	44.3 歳	327,453 円	404,167 円	354,822 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	民間		参考 A/B
					平均年齢	平均給与月額(B)	
津南町	49.5 歳	297,475 円	310,275 円	314,370 円	—	—	—
うち用務員	50.0 歳	293,400 円	295,400 円	296,467 円	49.1 歳	241,700 円	1.22
うち給食調理員他	49.4 歳	298,833 円	315,233 円	316,608 円	43.4 歳	232,900 円	1.35
新潟県	54.0 歳	309,751 円	363,470 円	340,288 円	—	—	—
国	51.2 歳	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—
類似団体	56.3 歳	277,471 円	304,422 円	292,093 円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
津南町	—	—	—
うち用務員	4,860,018 円	3,253,900 円	1.49
うち給食調理員他	4,972,991 円	3,083,800 円	1.61

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(R2～R4年度までの3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		津 南 町	新 潟 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	156,800 円	—
	中 学 卒	136,200 円	143,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

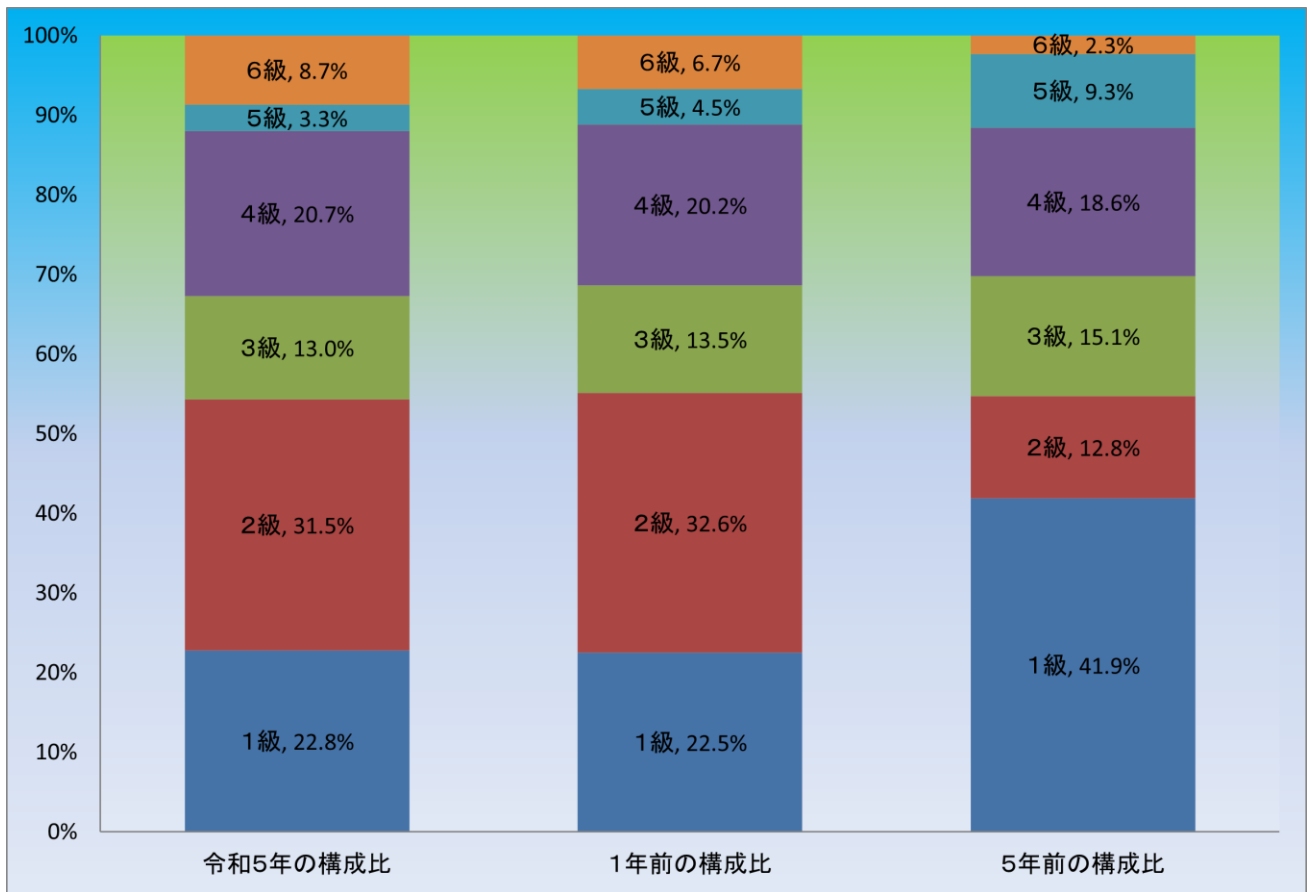
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,925 円	315,850 円	363,967 円	396,600 円
	高 校 卒	241,900 円	287,400 円	346,700 円	363,500 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	293,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

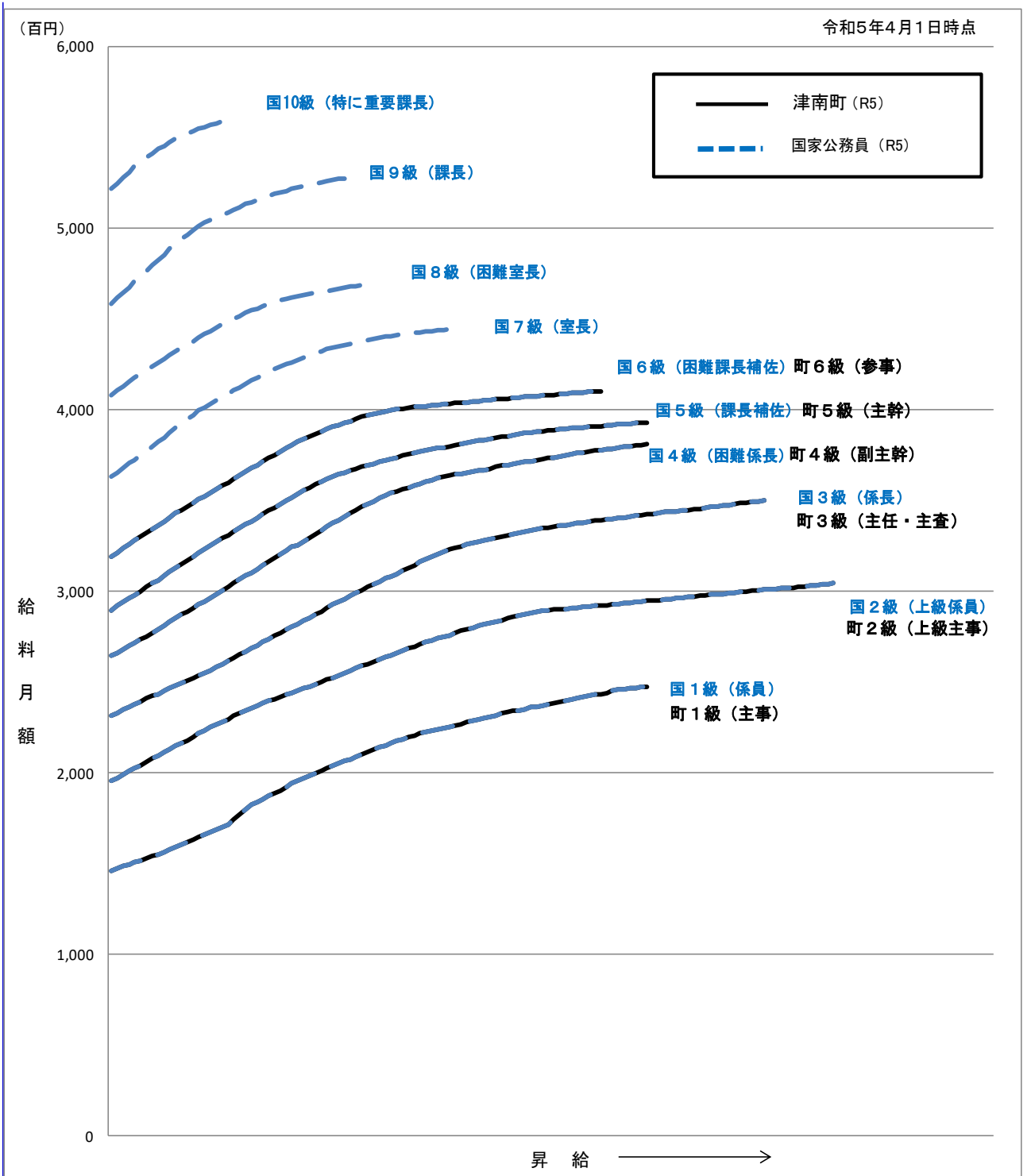
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
○1級	主事、技師	21人	22.8%	150,100円	247,600円
○2級	主事、技師	29人	31.5%	198,500円	304,200円
○3級	主任、主査、保育園長	12人	13.0%	234,400円	350,000円
○4級	副主幹	19人	20.7%	266,000円	381,000円
○5級	主幹	3人	3.3%	290,700円	393,000円
○6級	参事	8人	8.7%	319,200円	410,200円

- (注) 1 津南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
新潟県津南町	22.8%	31.5%	13.0%	20.7%	3.3%	8.7%				

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（津南町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津南町	新潟県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,187 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,584 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（津南町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	

上位、標準の成績率	○		○	
標準、下位の成績率	○		○	
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

津 南 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 -) (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 1,492 千円 0 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		23,628 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		482,201 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		23.67 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	医療職（一）以外の職員	感染症救護防疫作業	3,068 千円	日額 1,000円
行路死病人取扱手当	〃	行路死人の死体の処理又は行路病人の救護作業	11 千円	死人 1回 3,000円 病人 1回 1,000円
夜間看護手当	看護職員	深夜において行われる看護業務に従事	5,594 千円	4時間以上 1回 3,500円 2~4時間 1回 3,100円 2時間未満 1回 2,150円
放射線取扱手当	放射線取扱作業に従事する職員	放射線を人体に対して照射する作業に従事	122 千円	日額 230円
医療手当	医療職（一）の職員	津南病院において医療に従事する医師	14,833 千円	予算の範囲内で町長が定める額

(4) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	26,162 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	213 千円
支給実績（令和3年度決算）	28,776 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	236 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者など6,500円 子ども10,000円	同		18,807 千円	244,249 円
住居手当	借家は家賃に応じて最高27,000円	同		4,006 千円	235,648 円
通勤手当	交通機関利用者は運賃に応じ 最高 55,000円 自動車等使用者は片道距離に応じ 2,000～31,600円	同		7,328 千円	56,809 円
管理職手当	病院長給料月額 90,000円 副院長給料月額 42,000円 科長、総看護婦長 30,000円 看護師長、保健師長、 技師長 20,000円 保育園長 16,000円 課長 30,000円 班長 20,000円	異	支給額等	12,840 千円	285,340 円
休日勤務手当	役場職員日額 4,400円 病院医師日額 21,000円 病院職員日額 7,400円	異	病院職員の額	5,033 千円	52,980 円
寒冷地手当	11月～翌年3月まで月額 世帯主で扶養親族のある者 17,800円 その他の世帯主である者 10,200円 その他の者 7,360円	同		9,666 千円	53,111 円
夜勤手当	22時～5時までの勤務 1時間給与額に25%	同		2,884 千円	125,406 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	727,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 518,500 円
	副 市 区 町 村 長	557,000 円 () 円)	700,000 円 / 456,000 円
報 酬	議 長	285,000 円 () 円)	400,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	219,000 円 () 円)	314,000 円 / 182,000 円
	議 員	200,000 円 () 円)	290,000 円 / 165,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和4年度支給割合) 3.05 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
		給料月額×在職月数×44/100 1,535万円 給料月額×在職月数×26/100 695万円	退職した日から1月以内 退職した日から1月以内
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

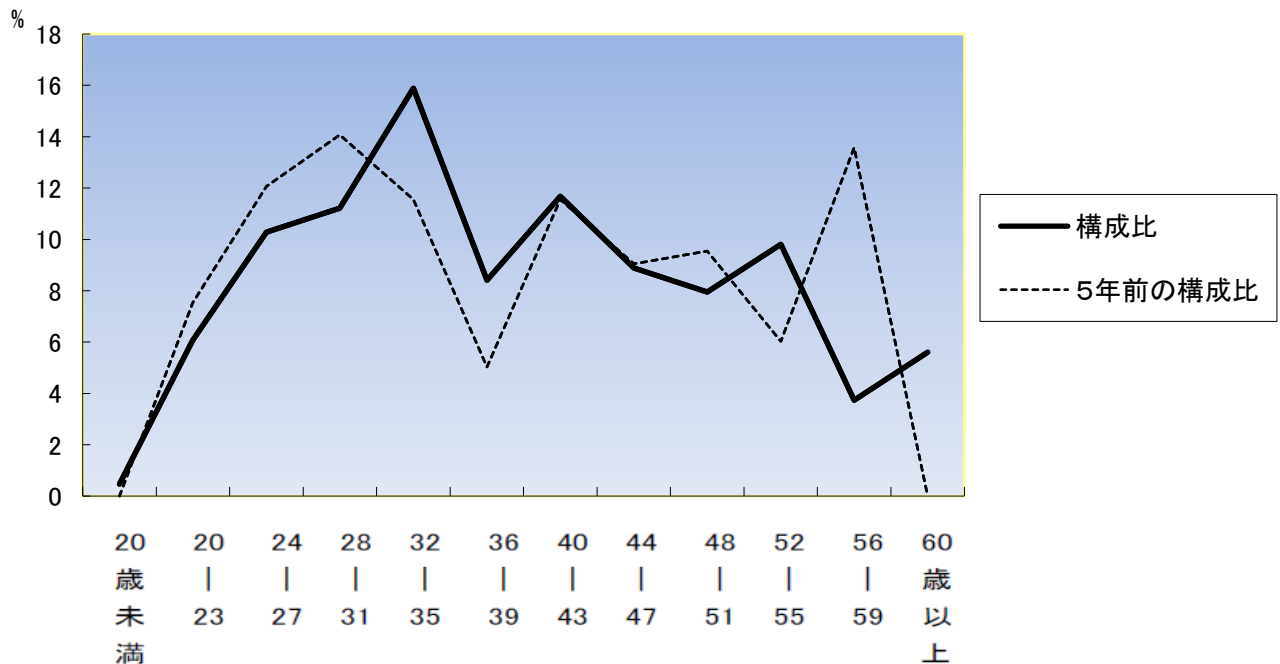
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	△1	業務の見直し 業務量の増
		総務	21	21		
		税務	8	8		
		民生	40	39		
		衛生	12	13		
		農林水産	8	8		
商工		9	9			
土木	4	4				
	計	104	104		<参考> 人口1万当たり職員数 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 141.38人)	
	教育部門	18	19	1	業務量の増	
	消防部門					
	小計	122	123	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 168.75人)	
公営企業等部門		病院	72	78	6	業務量の増
		水道	1	1		
		下水道	3	3		
		その他	9	9		
	小計	85	91	6		
合計			207	214	7	<参考> 人口1万当たり職員数 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 13	人 22	人 24	人 34	人 18	人 25	人 19	人 17	人 21	人 8	人 12	人 214

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	100	101	101	100	104	104	4(4.0%)
教育	17	18	16	18	18	19	2(11.8%)
消防							(%)
普通会計計	117	119	117	118	122	123	6(5.1%)
公営企業等会計計	84	80	81	84	85	91	7(8.3%)
総合計	201	199	198	202	207	214	13(6.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。